

新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策

		対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
給与給付・税務優遇・助成金等	一時帰休従業員給与の部分給付	歳入関税庁(HMRC)のPAYE給与支払いスキームに登録し、PAYEオンラインサービスを利用しており、英国に銀行口座を有する英国の事業者	○名称: Coronavirus Job Retention Scheme (CJRS) ※5月1日からの延長適用部分 ○全体または時短労働で一時帰休となる従業員の未就労時間部分の基本給について、政府が、5月1日から6月30日までは月2,500ポンド上限に給与の80%を給付。7月は月2,187.50ポンド上限に給与の70%、8、9月は月1,875ポンド上限に60%を給付。雇用主は給与と合わせ2,500ポンド上限に給与の80%を支払う必要がある。雇用主が任意で支給額を上乗せすることは可能。雇用主は、就労部分の給与全額とNICsと年金企業負担部分、未就労部分のNICsと年金企業負担部分を負担(4月までの給付内容と同じ)。 ○2021年3月2日時点で雇用、PAYE給与支払名簿に登録されており、2020年3月20日～同日までにRTI申告でHMRCに通知されている従業員の給与が対象。 ○申請は、対象期間が含まれる月の翌月14日までに行う必要がある。	2021年5月1日～9月30日	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトで申請。	政府ウェブサイト
	疾病手当給付	2020年2月28日時点の従業員数が250人未満の英国の事業者	○名称: Coronavirus Statutory Sick Pay Rebate Scheme ○新型コロナウイルスによる自己隔離を理由とする法定疾病手当(SSP)の支給(2019年4月6日～2020年4月5日:週94.25ポンド、2020年4月6日～2021年4月5日:週95.85ポンド、2021年4月6日～:週96.35ポンド)開始を、従来の4日目から1日目に前倒し。 ○新型コロナウイルス感染症を発症、または同居家族が発症、または2020年4月16日以降に国民医療サービス(NHS)が係り付け医(GP)からの通達を受け12週間の自己隔離を指示され、または5月28日以降にNHSが保健当局から感染者と接触があったことを通知され、または8月26日以降にNHSから手術前自己隔離を指示され、自己隔離が必要となった従業員に対するSSPを、最長2週間分、政府が給付。 ○対象従業員は、係り付け医(GP)からの診断書(Fit Note)は不要。雇用主から証明を求められた場合、国民医療サービス(NHS)のサイトからオンラインで取得できる自己隔離証明(Isolation Note: 右記NHSウェブサイトから進み、オンライン上で取得可能。発症者と同居家族でページが異なる)、または、高リスクであるために自己隔離が必要であることを記した医師・医療当局からの文書(Shielding Note)またはレターを提示すればよい。	2020年3月13日～	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトの右記ページからオンラインで申請	政府ウェブサイト(SSPの説明) 政府ウェブサイト(申請ページ入口) NHSウェブサイト(自己隔離証明)
	新規採用若年従業員の給与給付	右記の条件に合致するイングランド、スコットランド、ウェールズの事業者	○名称: Kickstart Scheme ○失業者・低所得者向け社会保障(ユニバーサル・クレジット)受給中で長期的な失業リスクがあると考えられる16～24歳の若年層を新たに採用する事業者に、該当従業員の年齢に応じた最低賃金週25時間分と国民保険・年金の雇用主負担分を6カ月間、政府が給付。さらに採用する従業員1人当たり1,500ポンドの初期費用も支給。 ○新設する職務に対する採用が対象で、既存の従業員との交代や空席補充としての採用は対象外。 ○申請対象となる新規従業員は、最低週25時間、6カ月間勤務することが条件。事業者は最低賃金以上の給与を支払う必要がある(事業者が任意で支給額を上乗せすることは可能)。 ○申請の際は、採用従業員の技能・経験習得のための計画を示す必要がある。	2020年9月2日～2021年12月31日(採用日)	労働年金省	政府ウェブサイトの右記ページ中段のリンク先ページからオンラインで申請	政府ウェブサイト
	無給研修制度研修生の研修先事業者への助成金給付	右記の条件に合致するイングランドの事業者	○無給研修制度(traineeships)を通じ研修生(16～24歳)に就業経験を提供するイングランドの事業者に、研修生1人当たり1,000ポンドを、最大10人分まで支給。研修生の資格はレベル3未満からレベル3以下に拡大。	2020年9月1日～2021年7月31日、 2021年9月1日～2022年7月31日	教育省	政府ウェブサイトの右記ページからオンラインで申請	政府ウェブサイト
	職業訓練制度実習生の就業先事業者への助成金給付	右記の条件に合致するイングランドの事業者	○2020年8月1日～2021年3月31日に職業教育制度(apprenticeships)の実習生を新たに採用するイングランドの事業者に、実習開始時点で16～24歳(または6月最終金曜日～8月31日に16歳の誕生日を迎える15歳)の実習生1人につき2,000ポンド、25歳以上の実習生1人につき1,500ポンドを給付。 ○2021年4月1日～2021年9月30日に職業教育制度(apprenticeships)の実習生を新たに採用するイングランドの事業者に、実習生1人につき年齢にかかわらず一律3,000ポンドを給付。 ○実習開始から90日後の時点で引き続き雇用され、実習を続けている場合に最初の半額を支給。365日後に雇用・実習を続けている場合、残り半額を支給。	2020年8月1日～2021年9月30日(採用日)	教育技能助成局	職業教育制度実施の際に作成するアカウントからオンラインで申請(申請受付期間は2020年9月1日～2021年4月30日、4月1日以降の採用は2021年11月30日まで)	教育技能助成局ウェブサイト
	税務ヘルプライン	英国で納税しており、現在未払いの税金負債を有する企業および個人事業主(Self-employed)	○名称: Time to Pay service ○新型コロナウイルス感染症の影響により財務に問題を抱え、未納税金負債を持つ事業者は、HMRCに相談することで、個別の優遇措置を受けられる可能性がある。	—	歳入関税庁(HMRC)	電話またはウェブチャットでHMRCに相談。対応時間は平日8時～16時 電話: 0800-024-1222	HMRCウェブサイト
	VAT引き下げ	英国のホスピタリティ・娯楽産業の事業者	○飲食店、パブ等での酒類以外の飲食代金(持ち帰り・宅配含む)のVATと、ホテル・キャンプ場等の宿泊施設、映画館・テーマパーク等の娯楽施設の宿泊料・入場料のVATを、2021年9月30日までは5%に、2021年10月1日～2022年3月31日までは12.5%に、現行の20%から引き下げ。	2020年7月15日～2022年3月31日	歳入関税庁(HMRC)	手続き不要	HMRCウェブサイト
	事業税(ビジネスレート)免除	イングランドの小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者	○名称: Expanded Retail Discount ○2021/22年度のビジネスレート納税を、2021年4月1日～6月30日は全額免除。7月1日～2022年3月31日は、2021年1月5日時点で閉鎖対象だった施設は、1施設あたり200万ポンド、その他の施設は同10万5,000ポンドを上限として、66%免除。	2021年4月1日～	各ローカルカウンスル	手続き不要。該当者にはローカルカウンスルから通知がある	政府ウェブサイト(概要) 政府ウェブサイト(詳細)
融資	企業向け緊急融資	右記の条件に合致する英国の事業者(事業規模は不問)	○名称: Recovery Loan Scheme (RLS) ○内容: 中小企業向け緊急少額融資(BBLS)、中小企業向け緊急融資(CBILS)、中堅・大企業向け緊急融資(CLBILS)に代わる国内企業向け緊急融資スキーム。1社あたり融資額と返済期間は、タムローン:最低2万5,001ポンド、最長6年、オーバードラフト:最低2万5,001ポンド、最長3年、インボイスファイナンス:最低1,000ポンド、最長3年、アセットファイナンス:最低1,000ポンド、最長6年。上限額はいずれも1,000万ポンド。政府系英国ビジネス銀行を通じ、政府が与信の8割を保証。25万ポンド未満の融資では、融資元が借り手事業者に個人保証を要求することを禁止。 ○要件: 事業活動が英国にあること、新型コロナウイルス感染症大流行がなければ存続可能であること・新型コロナウイルス感染症の悪影響を受けていること・破産手続き中でないことを自己証明可能であること。BBLS、CBILS、CLBILSを既に利用している場合も利用可能(ただし、融資額が制限される可能性はある)。 ○対象業種: 金融機関、公的機関、公立学校等を除く全業種。	2021年3月3日～12月31日	英国ビジネス銀行(British Business Bank)	英国ビジネス銀行が認証した国内の銀行等の金融機関(右記リンク先から参照可)のウェブサイトからオンラインで申し込み可能	英国ビジネス銀行ウェブサイト
ビザ、就労	外国人の英国在留許可、英国入国ビザの期限の延長	在留許可を取得して英国に滞在する外国人	2021年9月30日までに在留許可が失効するが、英国を出国できない場合は、内務省に追加的滞在期間(exceptional assurance)を申請できる。申請中、および許可された場合はその追加的滞在期間(猶予期間)中、出国までの間、滞っておよび就業・就学等を継続することが可能。 ○Skilled Workerビザ、ICTビザ、Tier2.5ビザ等を申請済みで、許可を待っている状態の従業員は、就労を開始することが可能(下欄参照)。	2020年1月24日～2021年9月30日	内務省、入国管理局	追加的滞在期間は、右記ウェブサイト中のリンク先からオンラインで申請。ビザ申請は英国内ビザ申請センターから申請。	内務省ウェブサイト
	就労ビザ保有者に関する弾力的措置	就労ビザを保有する従業員の雇用主(スポンサー)	○新型コロナウイルス感染症の影響で該当従業員が4週間以上無給で休職しても、スポンサー撤回は不要。 ○同感染症の影響で該当従業員が在宅勤務となっても、内務省への届出は不要。(他の労働条件に変更があれば、従来どおり届出が必要) ○操業縮小・中断により給与支払いができない場合、一時帰休従業員給与給付制度(CJRS)に則り従業員給与を減給可能。(あくまで一時的減給であり、当該措置終了後は少なくとも元の給与額に戻すことが必要) ○雇用主がスポンサー証明(CoS)を発行済みながらビザ申請前の従業員が同感染症の影響で英国に渡航できず、発行済みCoSが無効になっても、内務省は受け付ける可能性がある。CoSに記載されている就業開始日や労働条件が変わっていても、機械的に拒否されない。内務省は個別に対応を決める。 ○Skilled Workerビザ、ICTビザ、Tier2.5ビザ等を申請済みで、許可を待っている状態の従業員は、①当該従業員に対してCoSが発行されており、②現行ビザ失効前に更新を申請済みで、③職務がCoS記載内容と一致していれば、就労を開始することが可能。最終的に許可が下りなかった場合は、雇用契約を打ち切らなければならない。	2020年3月27日～	内務省、入国管理局	追加手続きは原則不要	政府ウェブサイト

新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策

		対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
	就労権利(Right to Work)確認の弾力的措置	従業員または採用内定者に対し就労権利確認を実施する必要がある雇用主	○確認はビデオ通話で実施することが可能。BRPカード保有者またはEU居住スキーム有資格者に対する確認は、ビデオ通話と合わせ、既存のオンライン確認サービスを利用可能。 ○従業員または採用内定者は、スキャンした書類またはカメラ撮影した書類をEメール等で雇用主に送付することが可能。 ○従業員または採用内定者が書類を提出できない場合、雇用主は既存のオンライン確認サービスから内務省に通知し、許可を取得する必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症の拡大が沈静化し、当該措置が終了した後、雇用者は当該期間に確認した従業員について、通常の手続きに従って8週間以内に再度確認を行い、記録を保管する必要がある。措置終了日は内務省が事前に告知する。	2020年3月30日～2022年4月5日	内務省、移民規制局	追加手続きは原則不要(書類提出ができない場合等は先の手続きで通知)	政府ウェブサイト
	新規英国ビザの取得	英国外の英国ビザ取得希望者	○ビザ申請者居住国のビザ申請センター(VAC)が閉鎖した場合、世界各地の任意のVAC宛てにオンラインで申請可能。ビザの種類は問わない。 ○ただし、手続き開始時に生体認証情報を提出する必要があるため、申請先のVACに渡航可能か、予め確認する必要がある。 ○オンライン申請後、申請先VAC閉鎖などの理由で別のVACで申請することを希望する場合、新たに申請することが可能。その場合、新規申請の料金は支払い、元の申請先VACに返金請求する。	2020年9月16日～2021年12月31日	内務省、移民規制局	右記ウェブサイト中のリンク先から言語、ビザ種別、申請地等を選択して申請	政府ウェブサイト
再建・ガバナンス	倒産時の法的手続きまでの猶予期間付与	倒産時に再建計画等の検討に時間を必要とする英国の事業者	○2021年9月30日まで、過去12カ月間に破産手続き、任意整理、清算申し立ての対象となった企業も、倒産時の自社再建計画等を検討するため、法的手続き開始まで20営業日の猶予期間を申請可能(必要があればさらに20営業日、債権者の同意があればさらに長期間、延長可能)。	2020年6月26日～2021年9月30日	カンパニーズハウス	裁判所に申請	カンパニーズハウス・ウェブサイト
	倒産時の手続き・再建に関する弾力的措置	再建に向け倒産手続きを進める英国の事業者	○倒産企業が自社再建に向けた手続きを進める間、部品・原材料等の供給途絶に直面することを回避するため、サプライヤーが納品先倒産時の契約解除条項を行使することが禁止。 ○2020年3月1日～9月30日および11月26日～2021年6月30日の取引について、破綻回避努力を継続している取締役に対する不当取引(wrongful trading)による個人責任追及を禁止。 ○新型コロナウイルスに関連する負債をめぐる債権者が2020年3月1日～2021年9月30日に作成した法定請求書(statutory Demands)を無効とし、2020年3月1日～2021年9月30日に裁判所に提出された清算申し立て(Winding up Petitions)は取り扱いを停止。	2020年3月1日～(左記の各項目で異なる)	ビジネス・エネルギー産業戦略省、倒産サービス	手続き不要	政府ウェブサイト 下院ウェブサイト(解説資料)
輸出金融・実務	輸出保険の適用範囲拡大	右記に該当する輸出事業者	○EUの政府補助金に関する暫定緩和措置(3月19日発表)を受け、リスク評価期間2年未満の案件に対する輸出保険付保の対象国に、全EU加盟国、スイス、ノルウェー、アイスランド、日本、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドを追加。	2020年3月31日～	英国輸出信用保証庁(UKEF)	UKEFの窓口か、同庁が指定する国内の輸出保険ブローカー(右記リンク先ページに一覧リンク)に照会	UKEFウェブサイト
	輸出・トランジット貨物の通関手続きに関する弾力的措置	右記に該当する事業者またはその通関代行事業者	○事業者、通関代行事業者、国境警備隊(通関実務を担当)は、書類を電子的にやり取りする必要がある。 ○感染防止のため物理的接触を減らすことを理由に、認可された敷地以外の場所から貨物を輸出する場合、敷地追加を申請することが可能。 ○トランジット貨物について、出発事務所(Offices of departure)からの搬送、到着事務所(Offices of destination)からの引き取りを、窓口へ書類を提出することなくEメールや電話で申請することが可能。 ○認可された荷送人が所定の敷地以外の場所からトランジット貨物を搬送する場合、敷地追加を申請することが可能。 ○認可された荷受人がトランジット貨物を受け取る場合は、原則通常どおりの手続きが必要。ただし、国境警備隊との連絡や書類のやり取りは、Eメール、電話、FAXでも可能。 ○3,000ユーロ未満の少額輸出貨物は、輸出者の所在地が英国ではなくEU加盟国の場合でも、輸出申告を行える。(簡易申告手続きで輸出する場合は、HMRC監督事務所に連絡する) ○トランジット申告書(T1)に記入する想定輸送期間には、予測される遅延を織り込むことが可能。EU新コンピュータ通関システム(NCTS)は、輸送期間は14日まで許容される。 ○期日までに正確な計算に基づく補足申告(SD)を提出できない場合は、推計額に基づき提出することが可能(物品税対象品目は通常どおりの申告が必要)。	2020年4月1日～	歳入関税庁(HMRC)	・輸出貨物の敷地追加窓口 : nesauthorisations@hmrc.gov.uk ・トランジット貨物の敷津追加窓口 : national-simplifications.ccto@hmrc.gov.uk ・トランジット貨物の出発ノ到着事務所提出用仮送り状は右記ページからPDFでダウンロード可能。	HMRCウェブサイト
	輸出規制品目の許可申請等に関する弾力的措置	国際通商省(DIT)の輸出管理合同ユニット(ECJU)による輸出許可が必要な品目を輸出する事業者	○輸出許可の審査は、ECJUが輸出者の施設訪問や書類原本の事後確認の権利を保持しつつ、遠隔で行う。 ○追加情報照会(RFI)に対する回答期限を20営業日から40営業日に延長。 ○エンドユーザー、卸売業者の書類原本は求めず、電子署名付き補足文書(PDF等も可)を受け付ける。 ○EU加盟国に銃器・弾薬を輸出する際の申請書EC3とEC4をロックなしWord文書に変更し、ECJU署名・押印後は郵送ではなくEメールで返送。 ○EU加盟国に所在するデュアルユース品について当該国の許認可機関に照会が求められた場合、当該国税関に提出するための許可証原本は発行しない(事業者が電子申請システムからコピーを印刷して対応することを認める)。	2020年4月9日～	国際通商省(DIT)輸出管理合同ユニット(ECJU)	追加手続きは原則不要	ECJUウェブサイト(緩和措置概要) ECJUウェブサイト(遠隔審査等補足情報)
その他	賃貸物件からの強制立ち退き、清算申し立て等の禁止	英国のすべての商業テナント	○新型コロナウイルス感染症の影響で賃料支払い不能に陥った事業者に対する法定請求書(Statutory Demand)の行使を禁止。 ○裁判所は同事業者に対する清算申し立て(Winding up Petitions)を受理せず、清算命令を発出しない。 ○家主が法定の債権回収手続き(Commercial Rent Arrears Recovery)に入ることを制限。	2020年3月1日～2022年3月25日(法廷請求書と清算申し立ての制限は2021年9月30日まで)	—	手続き不要	政府ウェブサイト 政府ウェブサイト(3度目延長発表)

<参考>終了したスキーム等

		対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
			○名称: Coronavirus Job Retention Scheme (CJRS) ○一時帰休となる従業員の税引き前給与(歩合、賞与等除く)の80%を、1人当たり月2,500ポンドを上限に政府が給付。付随する国民保険(NICs)と年金の企業負担部分(最低料率である3%分)も支給。 ○対象従業員が企業の業務に従事することは認められない(6月30日まで)。7月1日からは時短やシフトで業務復帰させることが可能に。業務に従事した時間に対する給与は、全額雇用主負担。一時帰休した時間について、政府は引き続き月2,500ポンド上限に給与の80%を給付。ER NICsと年金企業負担部分も支給。 ○一時帰休した時間について、8月1日からは政府が月2,500ポンド上限に給与の80%を給付するが、企業がNICsと年金企業負担部分を負担。9月1日からは、政府が月2,187.50ポンドを上限に給与の70%を給付し、企業がNICsと年金企業負担部分と給与の10%を負担。10月1日からは、政府が1,875ポンドを上限に給与の60%を給付し、企業がNICsと年金企業負担部分と給与の20%を負担。 ○2020年3月19日以前にPAYE給与支払名簿に登録されており、同日までにRTI申告でHMRCに通知されている従業員の給与が対象。 ○2020年2月28日時点で雇用されており、給与支払名簿にも登録されていた従業員で、翌日から3月19日までの間に退職または解雇となっていた場合も、企業が再雇用し、一時帰休の扱いにすれば、当該給付の対象となる。 ○最短で3週間から申請可。複数回にわたり活用が可能だが、毎回最低期間3週間を満たす必要がある。 ○7月以降は給付対象を、6月30日までに3週間の一時帰休期間を終えている従業員に限定(新たに一時帰休に入れるのは、6月10日が最後)。6月30日までの一時帰休従業員に対するCJRS給付申請の期限は、7月31日。ただし、今後産休・育休等から復帰する従業員は、当制度を利用したことがある企業の従業員であれば、例外として6月11日以降に一時帰休を開始しても給付対象となる。 ○対象従業員の契約形態は問われず、フルタイム、パートタイム、派遣、フレックス契約、ゼロ・アワー契約等、いずれも可。 ○政府給付分80%に雇用主が任意で支給額を上乗せすることは可能。 ○雇用主は対象従業員に書面での通知が必要。 ○一時帰休中の従業員が、出産、育児、子女の死去に伴う忌引き、養子縁組に伴う父母対象の法定休暇手当のいずれかを受給する場合、手当算出は一時帰休中の給与ではなく、通常時の給与を基に従来どおりの計算方法で算出する(2020年4月25日以降に受給開始となる手当から適用)。	2020年3月1日～10月31日	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトの右記ページからオンラインで申請(最終申請期限は11月30日)	HMRCウェブサイト(申請ページ入口) HMRCウェブサイト(従業員向け説明)
	一時帰休従業員給与の部分給付	歳入関税庁(HMRC)のPAYE給与支払いスキームに登録し、PAYEオンラインサービスを利用しており、英国に銀行口座を有する英国の事業者					

新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策

		対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
給与給付・税務優遇・助成金等			○名称:Coronavirus Job Retention Scheme (CJRS) ※11月1日からの延長適用部分 ○全休または時短労働で一時帰休となる従業員の未就労時間部分の基本給について、政府が月2,500ポンド上限に給与の80%を給付。雇用主は、就労部分の給与全額とNICsと年金企業負担部分、未就労部分のNICsと年金企業負担部分を負担(8月の給付内容と同じ)。政府と雇用主の負担部分・割合は、2021年1月に見直し。 ○10月30日時点で雇用、PAYE給与支払名簿に登録されており、2020年3月20日～同日までにRTI申告でHMRCに通知されている従業員の給与が対象。 ○加えて、9月23日(下記JSSスキーム発表の前日)時点で雇用、給与支払い名簿に登録されており、その後整理解雇または就業を終えた従業員は、再雇用の上、当該スキームによる給与給付を申請可能。該当従業員は、2020年3月20日～同日までにRTI申告でHMRCに通知されていることが条件。 ○最低で7日間から申請可。政府給付分80%に雇用主が任意で支給額を上乗せすることは可能。 ○申請は、対象期間が含まれる月の翌月14日までにを行う必要がある。	2020年11月1日～2021年4月30日	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトで申請。	政府ウェブサイト
		下記に該当し、且つ休業命令を受けた事業者	○名称:Jobs Support Scheme (JSS Closed) ○対象は、英国政府または各自治政府から法的拘束力を持つ休業命令を受けた事業者。持ち帰り・宅配サービス・屋外営業のみに制限される飲食店等も対象。特定の職場での集団感染発生により医療当局から一時閉鎖を命じられた場合は対象外。 ○一時帰休従業員の給与について、1人当たり月額2,083.33ポンドを上限に、基本給の3分の2を政府が給付。 ○国民保険(NICs)と年金はスキームの対象外(双方の支払い義務は免除されない)。 ○雇用主が任意で、政府給付分に支給額を上乗せすることは可能。 ○2019年4月6日～2020年9月23日の間にPAYE給与支払名簿に登録されており、同日までにRTI申告でHMRCに通知されている従業員の給与が対象。 ○対象従業員は、最低7日間連続して一時帰休されることが条件。 ○過去にCJRSを利用したことがない企業も申請可能。また、下記Jobs Retention Bonusと併用することも可能。	2020年11月1日～2021年4月30日(2021年1月に見直し)	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトで12月8日から申請受付開始予定(詳細は後日公表)	HMRCウェブサイト
	短時間労働従業員給与の部分給付	2020年9月23日以前に歳入関税庁(HMRC)のPAYE給与支払いスキームに登録し、英国に銀行口座を有する英国の事業者	○名称:Jobs Support Scheme (JSS Open) ○時短労働となる従業員の未就労時間部分の基本給の3分の2(66.7%)を、政府が61.67%(上限は月額1,541.75ポンド)、雇用主が5%(同125ポンド)負担する制度。 ○少なくとも一部の従業員が時短労働となっており、且つ通常の就業時間の20%以上就業していることが条件。就労時間部分の給与は、全額雇用主が負担。これにより、対象従業員は基本給が月額3,125ポンドを超えない限り、少なくともその73%が保障される(就労時間20%＋未就労時間80%の3分の2)。 ○国民保険(NICs)と年金はスキームの対象外(双方の支払い義務は免除されない)。 ○雇用主が任意で、政府給付分に支給額を上乗せすることは可能。 ○2019年4月6日～2020年9月23日の間にPAYE給与支払名簿に登録されており、同日までにRTI申告でHMRCに通知されている従業員の給与が対象。 ○対象従業員は、最低7日間、同一時短勤務を継続する必要がある。その後、終日勤務に移行してスキーム対象から外れ、更に時短勤務に戻り再度スキーム対象とすることは可能。その際は、前回と異なる時短内容とすることも可能。 ○過去にCJRSを利用したことがない企業も申請可能。また、下記Jobs Retention Bonusと併用することも可能。 ○9月23日時点で従業員250人以上を雇用する大企業は、財務影響テストを実施し、新型コロナウイルス感染症の影響で、流行以前と比べ売上が同等または減少していること示す必要がある。また、大企業とそのグループ企業には、配当等を行わないことを期待。	2020年11月1日～2021年4月30日	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトで12月8日から申請受付開始予定(詳細は後日公表)	HMRCウェブサイト
	一時帰休従業員の雇用継続時の助成	右記の条件に合致する英国の事業者	○名称:Job Retention Bonus ○CJRSの適用を受けていた一時帰休従業員が、2021年1月末まで継続して雇用されている場合、政府が雇用主に対し、該当従業員一人当たり1,000ポンドを給付。給付は2021年2月から。 ○CJRS終了後の11月から2021年2月初旬までの税務月(tax months)の間、月平均520ポンド(社会保障給付対象の下限と同じ水準)以上の給与を支給されている従業員が対象。各税務月に最低1回は給与を支払う必要あり。	2021年1月31日時点	歳入関税庁(HMRC)	2021年2月15日～3月末までにHMRCウェブサイト上で申請(詳細は2021年1月末までに公表)	HMRCウェブサイト
	VAT支払い繰り延べ	英国の事業者	○2020年3月20日～6月30日の間に納税すべきVATの支払いを猶予。延滞金・利子は課さない。 ○繰り延べできるのは、2～4月終わりの四半期または月次VAT申告、2020年3月30日～6月30日の間に納付期限となる年次事前納税、同期間の間に納付期限となる個人事業主の事前納税、のいずれか。 ○輸入VATとVAT MOSS(EU加盟国にデジタルサービスを販売した際に課せられるVAT)は繰り延べの対象外。 ○繰り延べた場合は、2021～22会計年度中に、11回までの分割払いで納税することを認める。申請時期により分割回数は異なる。この間、利子は課さない。(New Payment Scheme) ※当初は2021年3月31日までの一括納税が義務付けられていたが、9月24日の発表で緩和。 ○繰り延べする場合、HMRCへの連絡は不要(手続きはない)。ただし、繰り延べする場合でも、VAT納税申告自体は、引き続き必要。	2020年3月20日～6月30日	歳入関税庁(HMRC)	手続き不要。ただしNew Payment Schemeを活用する場合は、6月21日までにHMRCウェブサイトの右記ページからオンラインで申請が必要。	HMRCウェブサイト
		2020年3月11日時点で、事業税(ビジネスレート)減免措置を受けているイングランドの事業者	○名称:Small Business Grant Fund (SBGF) ○2020年3月11日時点で、小規模事業者減免措置(SBRR)または地方減免措置(RRR)を受けている事業者に、自治体(ローカルカウンスル)を通じて1万ポンドの助成金を一括で給付。	2020年4月1日～終了(9月30日までに支給済み)	各ローカルカウンスル	手続き不要。該当者にはローカルカウンスルから通知がある	政府ウェブサイト
		ビジネスレート課税評価額5万1,000ポンド未満のイングランドの小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者	○名称:Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund (RHLGF) ○2020年3月11日時点で、課税評価額1万5,000ポンド以下の物件に入居する同部門の事業者には1万ポンドの助成金を、同1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の物件に入居する同部門の事業者には2万5,000ポンドの助成金を、それぞれローカルカウンスルを通じて一括で給付。	2020年4月1日～終了(9月30日までに支給済み)	各ローカルカウンスル	手続き不要。該当者にはローカルカウンスルから通知がある	政府ウェブサイト
		右記の条件に合致するイングランドの小規模・零細企業	○名称:Discretionary Grant Fund ○シェアオフィス入居等の理由からビジネスレート減免措置を受けていないため、上記SBGF,RHLGFの受給を受けられない小規模事業者等を対象とする助成制度。 ○各ローカルカウンスルの裁量で決定する定額(SBGF,RHLGFに準ずる2万5,000ポンド、1万ポンド、またはこれ未満)を給付。 ○比較的高額な不動産関連の固定費が発生しており、課税評価額または年間賃料・ローン返済額が5万1,000ポンド未満の物件を占有しており、3月11日時点で操業していた、新型コロナウイルスにより負の影響を受けた企業、市場販売店、慈善団体等が対象(ただし各ローカルカウンスルで一部異なるため、カウンスルのウェブサイトも要参照)。	2020年5月下旬～終了(9月30日までに支給済み)	各ローカルカウンスル	各ローカルカウンスルのウェブサイト(右記ページ中のリンク先で検索可能)で確認し、手順に従って申請	政府ウェブサイト
		イングランドの中小企業	○欧州地域開発基金(ERDF)の枠組みでイングランドの各地域産業パートナーシップ(LEP)の「グロース・ハブ(Growth Hub)」に拠出される総額2,000万ポンドの財源から、域内中小企業向けに少額助成金を給付。 ○法務・労務・会計・ITなどに関する専門的助言を得るための費用、IT機器の購入代金などを対象に、1,000～5,000ポンドを給付。	2020年7月30日～2021年2月28日	住宅・コミュニティ・地方政府省、各LEP内のグロース・ハブ	各グロース・ハブ宛てに申し込み	政府ウェブサイト グロース・ハブ一覧
		ローカル・ロックダウン等により休業を余儀なくされたイングランドの事業者	○名称:Local Restrictions Support Grant (Closed) ○休業命令を受けたイングランドの事業者を対象とする助成制度。 ○2020年10月14日にイングランドで施行された新警戒システムで「Tier 2: High」「Tier 3: Very High」「Tier 4: Stay at Home」のいずれかのレベルに指定された地域で、政府の休業命令により閉鎖した事業者の内、ビジネスレート課税評価額1万5,000ポンド以下の物件に入居する事業者には、該当物件につき14日間(2週間)ごとに667ポンド(1月当たり1,334ポンド)、同1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の物件に入居する事業者には同1,000ポンド(同2,000ポンド)、同5万1,000ポンド以上の物件に入居する事業者には同1,500ポンド(同3,000ポンド)、ローカルカウンスルを通じて給付。 ○11月5日～12月2日のイングランド全域を対象にした休業命令で閉鎖した事業者には、上記に準じて28日(1カ月)ごとに各1,334ポンド、2,000ポンド、3,000ポンド、ローカルカウンスルを通じて給付。 ○Tier 2、Tier 3地域の、主食類を提供しないパブに対しては、上記に加え、クリスマス繁忙期の損失補填としてさらに1回に限り1,000ポンドを給付。 ※このほか、ローカルカウンスルの裁量で給付する追加的助成金「Additional Restrictions Grant (ARG)」の財源を交付。	2020年9月9日～2021年1月4日(3月31日に申請受付終了、5月14日までに支給)	各ローカルカウンスル	手続き不要。該当者にはローカルカウンスルから通知がある	政府ウェブサイト 政府ウェブサイト(Tier 4追加案内)

新型コロナウイルス感染症に対する英国政府の主な企業・雇用関連対策

		対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
助成金給付			○2021年1月5日にイングランド全域でのロックダウン施行後、政府の休業命令により閉鎖した事業者の内、ビジネスレート課税評価額1万5,000ポンド以下の物件に入居する事業者には、該当物件につき1月5日～2月15日までの42日分として2,001ポンド、2月16日～3月31日までの44日分として2,096ポンド、同1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の物件に入居する事業者には同3,000ポンドと3,143ポンド、同5万1,000ポンド以上の物件に入居する事業者には同4,500ポンドと4,714ポンドをローカルカOUNシルを通じて給付。	2021年1月5日～3月31日(42日分は3月31日に申請受付終了、5月14日までに支給、44日分は5月31日に申請受付終了、6月30日までに支給)	各ローカルカOUNシル	手続き不要。該当者にはローカルカOUNシルから通知がある	政府ウェブサイト
		2020年10月14日にイングランドで施行された新警戒システムでTier_2またはTier_3レベルに指定された地域の事業者	○名称: Local Restrictions Support Grant (Open) ○Tier_2またはTier_3レベル対象地域で、閉鎖対象とはなっていないものの、ロックダウンにより打撃を受けた事業者に対する助成金。 ○要件は各自治体が設定できるが、交付額はホスピタリティ業界の事業所数を基に算出。自治体向けガイドラインでは、ビジネスレート課税評価額1万5,000ポンド以下の事業者に14日間(2週間)ごとに467ポンド、1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の事業者と同700ポンド、5万1,000ポンド以上の事業者と同1,050ポンド支給。(「最高」レベルで閉鎖対象とされた事業者に対する月額最大3,000ポンドの助成金の7割に相当)。 ○新警戒システム導入以前から「高」レベルと同水準の行動規制が施行されていた自治体では、8月1日まで遡及して予算を交付。 ※イングランド全域で休業命令が発出される場合は、当スキームの適用は停止され、休業命令対象事業者はLocal Restrictions Support Grant (Closed)の助成金を受給する資格を得る。	2020年8月1日～2021年1月4日(3月31日に申請受付終了、5月14日までに支給)	各ローカルカOUNシル	各ローカルカOUNシルが決定(ローカルカOUNシルへの申請が必要になる場合があり得る)	政府ウェブサイト
		右記の条件に合致するイングランドの小売・ホスピタリティ・娯楽産業・スポーツ施設・パーソナルケア産業の事業者	○名称: The Restart Grant scheme ○ロックダウンの緩和を受け、安全な営業再開を支援する、必需品販売以外の小売業、飲食業、宿泊業、娯楽産業、ジム等のスポーツ施設、理美容院等のパーソナルケア産業の事業者を対象とする、1回限りの助成制度。 ○2021年4月1日時点で事業が継続され、助成金受取限度額を超過していない事業者。 ○必需品販売以外の小売業: ビジネスレート課税評価額1万5,000ポンド以下の物件に入居する事業者には、該当物件につき2,667ポンド、同1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の物件に入居する事業者には同4,000ポンド、同5万1,000ポンド以上の物件に入居する事業者には同6,000ポンド、ローカルカOUNシルを通じて給付。 ○飲食業、宿泊業、娯楽産業、スポーツ施設・パーソナルケア産業: ビジネスレート課税評価額1万5,000ポンド以下の物件に入居する事業者には、該当物件につき8,000ポンド、同1万5,000ポンド超～5万1,000ポンド未満の物件に入居する事業者には同1万2,000ポンド、同5万1,000ポンド以上の物件に入居する事業者には同1万8,000ポンド、ローカルカOUNシルを通じて給付。 ○Tier_2、Tier_3地域の、主食類を提供しないパブに対しては、上記に加え、クリスマス繁忙期の損失補填としてさらに1回に限り1,000ポンドを給付。 ※このほか、ローカルカOUNシルの裁量で給付する追加的助成金「Additional Restrictions Grant (ARG)」の財源を交付。	2021年4月1日～6月30日	各ローカルカOUNシル	旧スキーム「Local Restrictions Support Grant」に申請済みの場合は、手続き不要。該当者にはローカルカOUNシルから通知がある。旧スキームに申請していない場合は、ローカルカOUNシルに申請が必要。	政府ウェブサイト(概要) 政府ウェブサイト(詳細)
	事業税(ビジネスレート)免除	イングランドの小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者および託児所	○イングランドに所在する小売・ホスピタリティ・娯楽産業の事業者および託児所に対し、2020/21年度のビジネスレート納税を免除。	2020年4月1日～	各ローカルカOUNシル	手続き不要。該当者にはローカルカOUNシルから通知がある	政府ウェブサイト
	店内飲食代金の半額給付	英国で店舗営業を行う飲食店・パブ等	○名称: Eat Out to Help Out ○2020年8月の月～水曜日に飲食店、パブ等の店内で飲食した酒類以外の代金の50%を、1回につき一人当たり10ポンドを上限に、政府が負担。 ○事業者はHMRCに事前登録を行い、政府給付分を毎週請求可能。政府は請求から5営業日以内に事業者に振り込み。	2020年8月3日～31日	歳入関税庁(HMRC)	HMRCウェブサイトの右記ページからオンラインで申請	HMRCウェブサイト
融資	大企業向け緊急融資	右記の条件に合致する英国の事業者	○名称: Covid Corporate Financing Facility (CCFF) ○内容: イングランド銀行が、満期1週間～12カ月の英ポンド建てコマーシャルペーパー(CP)を買い入れ、流動性を供給。最低100万ポンドから、格付け等に応じ原則最高10億ポンドまで。5月19日以降、借入期間中の配当(決定・宣告済みの場合を除く)、自社株買い、経営陣への現金賞与(決定・宣告済み等の場合を除く)を禁止するなどの制限がかかる。 ○要件: 英国経済に実態的貢献がある企業(英国に本社を持つ企業一親会社が外国企業かどうかは問わない)で、英国内で実際の事業活動を有し、多くの雇用を抱える企業等。英国での売上高、顧客数、事業拠点数の大きさ等も考慮)で、3月1日時点でS&P、ムーディーズ、フィッチ、DBRSモーニングスターの格付会社最低1社から投資適格格付(短期格付A3/P3/F3/R3以上、または長期格付BBB-/Baa3/BBB-/BBB lowまたはこれと同等以上)を得ていること。 ○10月9日に一部要件を変更。PIT格付の場合、格付証明書類の作成日はCP発行希望日から8週間以内であることが条件。投資不適格の場合は、財務省が最終決定権を持つ新規審査を求めることが可能。3月1日以降の格付がBBB-/Baa3/BBB lowまたはこれと同等以下の場合、10月9日以降は、イングランド銀のCP買い入れ額を3億ポンド以下に制限。 ○対象業種: 金融業以外の全業種。	2020年3月23日～2021年3月23日	イングランド銀行	国内主要行(業界団体UKファイナンスのCCFF概要ページに記載)宛てに申し込み	イングランド銀行ウェブサイト UKファイナンス・ウェブサイト
			○名称: Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme (CLBILS) ○内容: 売上高の25%を上限に、1社あたり上限2億ポンド(年間売上高が2億5,000万ポンド以下の企業は上限2,500万ポンド)、返済期間最長3年の融資スキーム。タームローン、オーバードラフト、インボイスファイナンス、アセットファイナンス等の形態で融資を受ける。政府系英国ビジネス銀行を通じ、政府が与信の8割を保証。25万ポンド未満の融資では、融資元が借り手事業者に個人保証を要求することを禁止。25万ポンド以上の融資では、個人保証は他資産から回収した後の融資残高の20%以下に制限。5,000万ポンド超の融資には、借入期間中の配当(決定・宣告済みの場合を除く)、自社株買い、経営陣への現金賞与(決定・宣告済み等の場合を除く)を禁止するなどの制限がかかる。 ○要件: 事業活動が英国にあること、年間売上高が4,500万ポンド超であること、新型コロナウイルス感染症大流行がなければ存続可能な借入計画を有し、短中期の難局から脱却する能力があると貸し手が認識すること、新型コロナウイルス感染症の悪影響を受けたと自己証明可能であること、イングランド銀行のCCFFに基づく融資を受けていないこと。 ○対象業種: 金融機関、公的機関、助成を受けている教育機関、等を除く全業種。	2020年4月20日～2021年3月31日(5,000万ポンドから2億ポンドへの融資限度額引き上げは2020年5月26日～)	英国ビジネス銀行(British Business Bank)	英国ビジネス銀行が認証した国内の銀行等の金融機関(右記リンク先から参照可)宛てに申し込み	英国ビジネス銀行ウェブサイト
	中小企業向け緊急融資	右記の条件に合致する英国の中小企業	○名称: Coronavirus Business Interruption Loan Scheme (CBILS) ○内容: 1社あたり上限500万ポンド、返済期間最長6年の融資スキーム。タームローン、オーバードラフト、インボイスファイナンス、アセットファイナンス等の形態で融資を受け、利子・手数料は12カ月間政府が支払う。政府系英国ビジネス銀行を通じ、政府が部分保証。25万ポンド未満の融資では、融資元が借り手事業者に個人保証を要求することを禁止。25万ポンド以上の融資では、個人保証は他資産から回収した資金を差し引いた融資残高の20%以下に制限。 ※政府は2020年9月24日財務省発表の冬季経済計画で、当スキームによる融資銀行が貸付先事業者の返済期間を最長6年から最長10年まで延長することを可能にする考えを公表。 ○要件: 事業活動が英国にあること、年間売上高が4,500万ポンド以下であること、新型コロナウイルス感染症大流行がなければ存続可能だと貸し手が認識する借入計画を有すること、新型コロナウイルスの悪影響を受けたと自己証明可能であること。 ○3万ポンド以上の融資を申請する場合は、上記要件に加え、2019年12月31日時点で「困難な事業(Business in difficulty)」に該当していないこと(右記ウェブサイト参照)。ただし、EU国家補助金規制の改正を受け、2020年7月30日以降は、従業員50人未満、年間売上高900万ポンド未満の事業者は、「困難な事業」に該当しても申請可能に。 ○対象業種: 金融機関、公的機関、政治・経済・宗教団体、労働組合、等を除く全業種。 ※当スキームで5万ポンド以下の融資を受けた企業は、11月4日を期限に下記BBLSへの付け替えが可能(融資元金融機関と調整)。	2020年3月23日～2021年3月31日	英国ビジネス銀行(British Business Bank)	英国ビジネス銀行が認証した国内の銀行等の金融機関(右記リンク先から参照可)宛てに申し込み	英国ビジネス銀行ウェブサイト

		対象	概要	適用期間	担当機関	利用方法	公式ガイダンス
	中小企業向け緊急少額融資	右記の条件に合致する英国の中小企業	○名称:Bounce Back Loans Scheme (BBLS) ○内容:売上高の25%を上限に、1社あたり2,000～5万ポンド、返済期間最長6年(最初の1年間は返済なし)の少額融資スキーム。政府が与信の全額を保証。利子(年率2.5%)・手数料は12カ月間政府が支払う。融資元が借り手事業者に個人保証を要求することを禁止。 ○当スキームによる既存借入額が上記上限に満たない場合、11月9日以降、1回に限り、上限までの差額の追加借り入れを許容(11月2日発表の追加措置)。 ○2020年9月24日財務省発表の冬季経済計画による返済タームに関する変更(Pay_as_you_Grow):上記返済タームについて、すべての借り手事業者は、以下の支援措置を利用可能(複数組み合わせ可)。 ・返済期限を6年から10年に延長 ・最長6カ月間の利払い以外の返済停止を最大3回行使 ・最大6カ月間の返済停止を1回に限り行使(行使前に6回の返済を行っていることが条件) ○要件:新型コロナウイルス感染症の悪影響を受け、2019年12月31日時点で「困難な事業(Business_in_difficulty)」に該当していない(右記ウェブサイト参照。該当する場合はEUの少額国家補助金[de minimis aid]の規定に合致する必要あり)、2020年3月1日以前に設立された英国の事業者で、CCFF,CLBILS,CBILSのいずれも利用しておらず、申請時点で破綻または清算または債務再編の状態になく、営業収益が総収益の50%以上である事業者。 ※既に上記CBILSに申請している企業は、当スキームへの申請は不可。ただし、CBILSで5万ポンド以下の融資を受けた企業は、2020年11月4日までを期限に、当スキームへの付け替えが可能(融資元金融機関と調整)。 ○対象業種:金融機関、公的機関、助成を受けている教育機関、等を除く全業種。	2020年5月4日～2021年3月31日	英国ビジネス銀行(British Business Bank)	英国ビジネス銀行が認証した国内の銀行等の金融機関(右記リンク先から参照可)のウェブサイトからオンラインで申し込み可能	英国ビジネス銀行ウェブサイト
	スタートアップ(高成長企業)向け株式転換型融資	右記の条件に合致する英国のスタートアップ	○名称:Future Fund ○内容:民間投資家からの融資額を限度に、1社あたり12万5,000～500万ポンドを融資。融資先の次回適格資金調達ラウンド、または融資満期(36カ月)で、自動的に株式に転換。利子は最低年率8%(単利)で、投資家との合意があればそれ以上も可。利子は月次で支払われず、株式転換時に元本に組み入れ株式化するか、払い戻される。全投資家の同意がない限り、満期前の償還は不可。株主からの融資返済、配当、賞与(当該融資契約から1年間。決定済みの場合を除く)、金融機関等へのアドバイザーフィー、等に充てることは禁止。 ○要件:2019年12月31日以前に英国で設立され、2015年4月1日～2020年4月19日の間に第三者投資家から25万ポンド以上を調達した実績のある未上場企業。従業員の半数以上が英国に所在、または売上高の半分以上が英国で発生していること。企業グループに属する場合、最終的親会社である必要あり。(このほか、民間投資家にも適格要件あり。詳細は右記リンク参照) ○対象業種:全業種(限定なし)	2020年5月20日～2021年1月31日	英国ビジネス銀行(British Business Bank)	民間側出資者となる投資家(複数の場合はリードインベスター)が、英国ビジネス銀行のウェブサイトから申請	英国ビジネス銀行ウェブサイト
ビザ、就労	外国人の英国在留許可、英国入国ビザの期限の延長	就労に伴う入国ビザを取得したものの英国に渡航できずに同ビザが失効する英国外のビザ取得者	○英国入国前に30日間有効の入国ビザ(許可)が失効した、または間もなく失効するビザ取得者(赴任予定者)は、2020年12月31日までの間、新たな有効期限を取得するためのビザの付け替えを申請できる。付け替えは無料で、付け替え後は90日間有効。 ○希望者は、入国ビザを取得した英国ビザ申請センター(VAC)にパスポートを郵送(宛名を「Duty Manager – UK_Visa_Application」とし、封筒に「Replacement_Request」と明示し、その横にGWFリファレンス番号を記載)するか、オンラインでVACに再度アポイントを取得して窓口を訪問し、付け替えを行う。VACが再開していない場合は、右記入国管理ヘルプセンター宛てに、氏名、国籍、生年月日、GWFリファレンス番号を記し、件名を「REPLACEMENT_30_DAY_VISA」として、Eメールで申請する(既にヘルプセンターにコンタクトしていた場合は、その旨メールに記載)。VACが窓口業務再開後、同センターからビザ取得者に連絡がある。 ○新型コロナウイルスに関する各種対策が実施される間、BRPカードを受領できなくても、罰則措置は採られない。	2020年4月28日～2020年12月31日	内務省、入国管理局	入国ビザを取得したUKVACSにパスポートを郵送または再度アポイントを取得。UKVACSが閉鎖中の場合は、メールで内務省入国管理ヘルプセンターに申請 メール: CIH@homeoffice.gov.uk	内務省ウェブサイト
							UKVACS(日本の申請者向け向け案内)
再建・ガバナンス	株主総会開催に関する弾力的措置	既定的方法で総会を開催できない英国の事業者	○2020年3月26日以降、新型コロナウイルス関連の政府規制により、自社規約に反する方法で株主総会を開催せざるを得なかった企業、総会延期を余儀なくされた企業を救済するため、規約に反する方法で総会を開催することを時限的に可能に。	2020年3月26日～2021年3月30日	ビジネス・エネルギー産業戦略省	手続き不要	政府ウェブサイト
	決算報告等の提出猶予	カンパニーズハウスに登録された英国の事業者	○決算報告(accounts)の提出期限を既定の法人区分ごとの期限から3カ月間、登録内容確認書(Confirmation_statement)の提出期限を規定の14日から42日に、事業所所在地情報変更等の個別変更の届出期限を42日に、6月6日以降の担保登録(mortgage_charges)の提出期限を既定の21日から31日に、それぞれ延長。 ○当該措置に申請せずに期限内に提出できなかった場合は、通常どおり罰則(延滞金)が科せられる。ただし、延滞金支払いや登記抹消処分については、事情を考慮した弾力的な対応を行う。	2020年3月25日～2021年4月5日	カンパニーズハウス	申請不要	カンパニーズハウスウェブサイト
	取引信用保険に対する政府保証	国内取引または輸出取引で信用保険を利用している英国の事業者	○新型コロナウイルス感染症の影響による貸し倒れリスク増加を受けた取引信用保険の取り下げや保険料率引き上げを抑制するため、政府が再保険引き受け(最大100億ポンドまで)により保険金を保証。 ○支払期間2年以内の国内取引または輸取出引に対する保険が対象。 ○英国国内市場で取引信用保険を提供している保険会社が利用可能。利用する保険会社は、当制度の実施期間中、利益追求の抑制や、当制度の対象となっている取引信用保険事業に関係する幹部社員への配当や賞与の停止などの行動規範を要求。	2020年4月1日～2021年6月30日	財務省	通常の保険会社との契約以外の手続きは不要(政府が保険会社と再保険契約を結び、保証)	政府ウェブサイト
その他	車検猶予	乗用車、小型トラック、オートバイ等の所有者	○2020年3月30日～7月31日に車検(MOTテスト)を受ける必要がある車両(乗用車、小型トラック、オートバイ等)の所有者に対して、車検を失効日から6カ月間猶予。(政府ガイダンス上は3月30日～7月31日だが、制度上は2021年3月29日までと規定されている) ○ただし、安全でない車両を運転している場合は、運転手は起訴される可能性がある。	2020年3月30日～7月31日(制度上は2021年3月29日)	運転手車両基準局	手続き不要	政府ウェブサイト 車検法改正の解説資料
		大型トラック、バス、トレーラー等の所有者	○大型トラック、バス、トレーラーについて、車種と新車登録からの経過年数により3カ月間から12カ月、車検を猶予。車検は7月4日から再開。	2020年3月1日～8月31日(制度上は2021年3月)	運転手車両基準局	手続き不要	運転手車両基準局ウェブサイト
	写真付自動車運転免許証の有効期限自動延長	右記に該当する免許証保有者	○2020年2月1日～12月31日の間に有効期限が終了する写真付自動車運転免許証は、期限日から11カ月間、自動的に有効期限が延長される。(当初は8月31日まで、7カ月間延長としていた措置を、12月31日まで、11カ月間延長に拡大) ○自動延長は写真付免許証に関するもので、高齢者や特定年齢以上の特殊車両運転者に対する運転許可等には適用されない(通常どおり失効前の更新が必要)。	2020年2月1日～12月31日	運転免許庁	手続き不要	運転免許庁ウェブサイト

注:航空、鉄道、バス、漁業等、対象事業者が少数に限定される支援策や、新型コロナウイルス流行後の経済復興に関連する研究開発助成制度等は除外。

出所:英国政府・政府機関ウェブサイトの資料を基にジェトロ作成

※赤字およびページ色ハイライト箇所は、前回版からの更新箇所。

ご注意:本一覧は、在英日系企業の皆様の情報収集の一助としていただくため、ジェトロ・ロンドン事務所が英国政府等の公的機関の情報を基に意訳・要約したものです。ジェトロは記載する情報をできる限り正確にするように努力しておりますが、その正確性を保証するものではありません。また、事態の急速な変化に伴い、これら政府の対策は頻繁に更新されております。ご利用の際は表中最右列のリンクから各対策の公式ガイダンスをご参照の上、最新の情報をご確認いただくよう、お願いいたします。